

「山形県プレミアム付きクーポン券」による消費喚起について

◆県の消費喚起策の効果的な活用

主体	事業名	事業概要	事業者登録方法
県	「山形県プレミアム付きクーポン券」 飲食店・小売店・生活関連サービス等消費応援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・額面500円、販売額250円のプレミアム率100%のクーポン券を400万枚発行 ・1シート(額面500円×4枚綴り)2千円分を1千円で販売※ ※お住まいの市町村内の店舗で1店舗につき1人当たり3シート(合計12枚分)まで購入可能(原則として1人3店舗まで) ・各参加店舗で販売 買ったお店でだけ使用できるクーポンです。 ・10月22日(木)から10月31日(土)までに順次販売を開始※ ※地域により利用販売開始日が異なります。 	県HP、各商工会議所へ申込み <ul style="list-style-type: none"> ・第1回締切り:10/9 ・第2回締切り:10/16 ・追加申込受付:県HPで後日掲載 <登録申込事業者数>(10/9現在) 約 6,500 事業所(店舗)※ ※登録事業所(店舗)については、県HPに掲載

《参考》

政府 (Go To キャンペーン)	① Go To Eat【農林水産省】 オンライン飲食予約サイト利用によるポイント付与【全国一律実施】	<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン飲食予約サイト経由で予約・来店した客に、次回以降にキャンペーン参加店で利用できるポイントを付与(昼食時500円分、夕食時1千円分) ・10月1日(木)から販売開始 	オンライン飲食予約事業者(13サイト)に加盟店の申込み・登録(10/1~1/31) 申込先:農林水産省HP又はコールセンター(0570-029-200)
	② Go To Eat【農林水産省】 やまがたGo To Eatキャンペーン プレミアム付食事券発行事業	<ul style="list-style-type: none"> ・登録された加盟店で利用できるプレミアム率25%の食事券を委託事業者(フィデア情報総研等)が発行 ・1シート(額面1千円×5枚綴り)5千円分を4千円で販売 ・スーパー・ヤマザワの県内41店舗及び郵便局の一部において11月26日(木)から販売開始 	委託事業者(フィデア情報総研等の共同事業体)へ申込み(11/2~1/29まで) 申込先:飲食店向けコールセンター(0570-094-510)
	③ Go To トラベル【観光庁】 地域共通クーポン 【全国一律実施】	<ul style="list-style-type: none"> ・旅行代金の15%相当額を地域共通クーポンとして、旅行者・宿泊事業者から旅行者に配付(10月1日から配付) ・宿泊先の都道府県及び隣接都道府県において、旅行期間中のみ使用可能 	Go Toトラベル事務局へ申込み※(随時受付) 申込先:事務局HP又はコールセンター(0570-017-345) ※飲食店はGo To Eat事業①又は②への登録も必要

○県及び政府による各種消費喚起策の実施期間

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
県		山形県プレミアム付きクーポン券事業 《販売期間及び利用期間:10/22~2/14》※※地域により利用開始日が異なる						
政府		① Go To Eat オンライン飲食予約サイトの利用によるポイント付与 《ポイント付与期間:10/1~1/31・利用期間:10/1~3/31》						
		② やまがたGo To Eat プレミアム付食事券発行 《販売期間:11/26~1/29・利用期間:11/26~3/31》						
		③ Go To トラベル 地域共通クーポン 《配付期間及び利用期間:10/1~1/31》						

山形県民限定

飲食店・小売店・生活関連サービス等
 消費応援事業

山形県

プレミアム付きクーポン券



県内での消費活動を喚起し、地域の景気浮揚につなげることを目的として、
 プレミアム付きクーポン券(プレミアム率 100%)を発行します。

2,000円分

(1シート・500円券を4枚)を

1,000円で購入できます!

購入上限は、

1人当たり3シート(12枚)

(3,000円で6,000円分)

※原則として3店舗まで

買ったお店でだけ

使用できる

クーポン券です。

プレミアム付きクーポン券を購入できるのは、事業所(店舗)が所在する市町村にお住まいの方のみとなります。
 購入する際、居住する市町村を確認できるもの(運転免許証、健康保険証など)を提示して購入いただきます。

使用期限

令和3年2月14日(日)まで

〈クーポン券を使用することができない商品・サービス等(例示)〉

- 商品券・ビール券・図書券・印紙・切手・プリペイドカードなど換金性の高いもの
- 不動産・株式・先物・宝くじ等の金融商品
- 公共料金等の支払など公共性の高いもの
- 事業活動に関わる仕入れや経費等の支払
- 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- たばこ事業法第2条第1項第3号に規定する製造たばこ
- 現金との換金・電子マネーチャージ・金融機関への預入
- その他山形県が適当でないと認めたもの

〈お問い合わせ先〉

- ◆ 参加を考えている事業所(店舗)：コールセンター(0570-666-812)
- ◆ 購入を考えている方：コールセンター(0570-200-236)